

社会的養育推進計画の策定について

■1 背景

- 令和4年改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正を実施。
- 「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書(令和4年2月)において、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等を指摘。
- 「東京都社会的養育推進計画」の策定(令和2年3月)後に児童相談所設置が始まった特別区は、令和7年度からの次期計画において、児童相談所設置市としての計画を示す必要がある。
- 計画策定にあたっては、区としての社会的養育のあり方を整理し、国や東京都の動向とも調整を図りつつ、区における児童養護施設等のあるべき姿を明らかにする必要がある。

■2 臨時部会における審議事項(令和6年1月24日の児童福祉審議会本委員会にて諮問)

(1)諮問事項： 社会的養育推進計画の策定について

- (2)諮問理由： ① 豊島区の地域性等を反映した社会的養育推進計画を作成するため
 ② 社会的養育推進計画の策定にあたり、区内における児童養護施設等のあるべき姿を明らかにするため

■3 審議の進め方について

(1)計画策定項目(国の策定要領より)

策定項目の中でも特に重要な項目(◎)について、部会で重点的に審議いただく。

《策定項目》

◎	1	社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
	2	当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)
	3	市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
	4	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
◎	5	各年度における代替養育を必要とするこどもの見込み
	6	一時保護改革に向けた取組
◎	7	代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組
◎	8	里親等への委託の推進に向けた取組
◎	9	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
	10	社会的養護自立支援の推進に向けた取組
	11	児童相談所の強化等に向けた取組
	12	障害児入所施設における支援
	13	留意事項

(2)施設のあり方検討の進め方

- 各策定項目に関する現状分析において、区における資源の過不足や都内における資源の配置状況等を分析する。
- 上記分析を踏まえ、区において必要となる施設や資源について検討し、その結果を計画に反映する。

■4 スケジュール

		【審議内容等】
R6. 4月	第1回部会	検討スケジュール、区の現状と課題
5月	第2回部会	計画検討①(パーマネンシー保障、里親委託推進)
6～9月	第3回部会	当事者ヒアリング(里親、社会的養護経験者等)
	第4回部会	計画検討②(施設のあり方)
	第5回部会	計画検討③(積み残し事項、その他項目)
10月	第6回部会	計画案取りまとめ
11月	パブリックコメント実施 議会報告	
12月	第7回部会	パブリックコメント反映検討、答申案取りまとめ
R7. 1月	答申(児童福祉審議会本委員会)	
2月	議会報告	
3月	計画公表	

■5 計画の位置付け

- 区の子ども・若者に関する総合計画である、「豊島区子ども・若者総合計画」に位置付ける。

豊島区の子ども・若者に関する計画の関係図

